

「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告書の概要について

1. 試験合格しても公認会計士となるための資格を取得できない者(待機合格者)等への対応

問題点

- 公認会計士の資格取得のためには実務経験(就職)が不可欠。現状、無職で受験に取り組んできたいわゆる「受験浪人」の合格者が多く、合格者(平均年齢26~27歳)が就職活動を行う時期は、監査業界や経済界等の採用慣行と合っていない。

	旧制度	現行制度			
	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
合格者	1,308人	1,372人	2,695人	3,024人	1,916人

(注) 21年の合格者へのアンケート調査によると(以下の統計数値も同様)、合格者のうち、受験浪人が約6割。

- 結果的に、合格しても資格取得に必要な実務経験を得られない者が発生。

(注) 就職希望の合格者の就職内定率は約7割。
合格者の年齢が高くなるほど、内定率は低くなる傾向。

- 働きながらの受験や資格取得の負担が大きく、社会人の合格者は十分に増加していない。

(注) 合格者のうち、社会人は約1割。

- 監査業界の採用人数は大きく変動しており、今後の予測も困難。他方、国家試験として合格者数は毎年ある程度安定的である必要。このため、就職動向等を踏まえた合格者数の再設定のみならず、何らかの制度的対応が不可欠。

待機合格者をできるだけ出さないための対策

(前提として、1段階目試験が短答式試験、2段階目試験が論文式試験)

- 1段階目試験の合格から、例えば2年間は実務経験なしで2段階目試験を受験できる。
ただし、2段階目試験の合格までに時間がかかる者は(例えば、3年以上)、2段階目試験の前に実務経験を得ることを求める。
 - (注1) 論文式合格者のうち、短答式合格から2年以内に論文式に合格している者は、全合格者の約8割。
 - (注2) 短答式合格から2年以内に論文式に合格した者の就職内定率は約7割。
3年目で論文式に合格した者の内定率は約4割。
- 働きながらの受験や資格取得を促進するため、実務経験を得た者の科目別合格等の有効期間を延長する(例えば10年間)。
- 就職の意志決定等に資するため、合格者に順位を通知。
- 経済界等における合格者の採用努力を促す(採用数の自主的情報提供等)。
- 合格は就職を保証しないこと、高齢になるほど合格しても就職できない傾向があること等を十分に周知。

2. グローバル化等の環境変化に対応した監査・会計分野の人材育成

問題点

- 経済成長や企業の国際競争力強化のために重要な非監査サービスの人材育成が不十分。
- グローバル化や多角化の進展の中で、企業内会計実務は複雑化・高度化。企業の会計基礎力や会計リテラシー向上のため企業内専門家の育成が必要。
- 会計基準、監査基準の国際化・高度化が進展する一方、虚偽証明と懸念される事案は引き続き頻発しており、公認会計士の質の一層の向上が必要。
- 非監査サービスや企業内実務に従事する専門家の数の増加は必要であるが、監査の質の確保の観点からは、監査証明業務を担う公認会計士の質を下げてはならない。

対策①：多様な非監査サービスや企業内実務を支える人材の育成

- 「監査ができる公認会計士」に至る前の段階の資格として、非監査サービスや企業内実務を担う会計の専門資格（例えば、「財務会計士（仮称）」）を創設。
[資格取得の要件]
 - ① 2段階目試験の合格
 - ② 監査・会計分野の実務経験（例えば3年間）（注）実務経験の範囲は今後検討。
- 資格取得者には、日本公認会計士協会（以下、協会）への入会を義務付け、倫理規程を適用することを検討。
- 監査法人の非監査サービスの改善の方策を検討。

対策②：監査証明業務を支える公認会計士の質の一層の向上

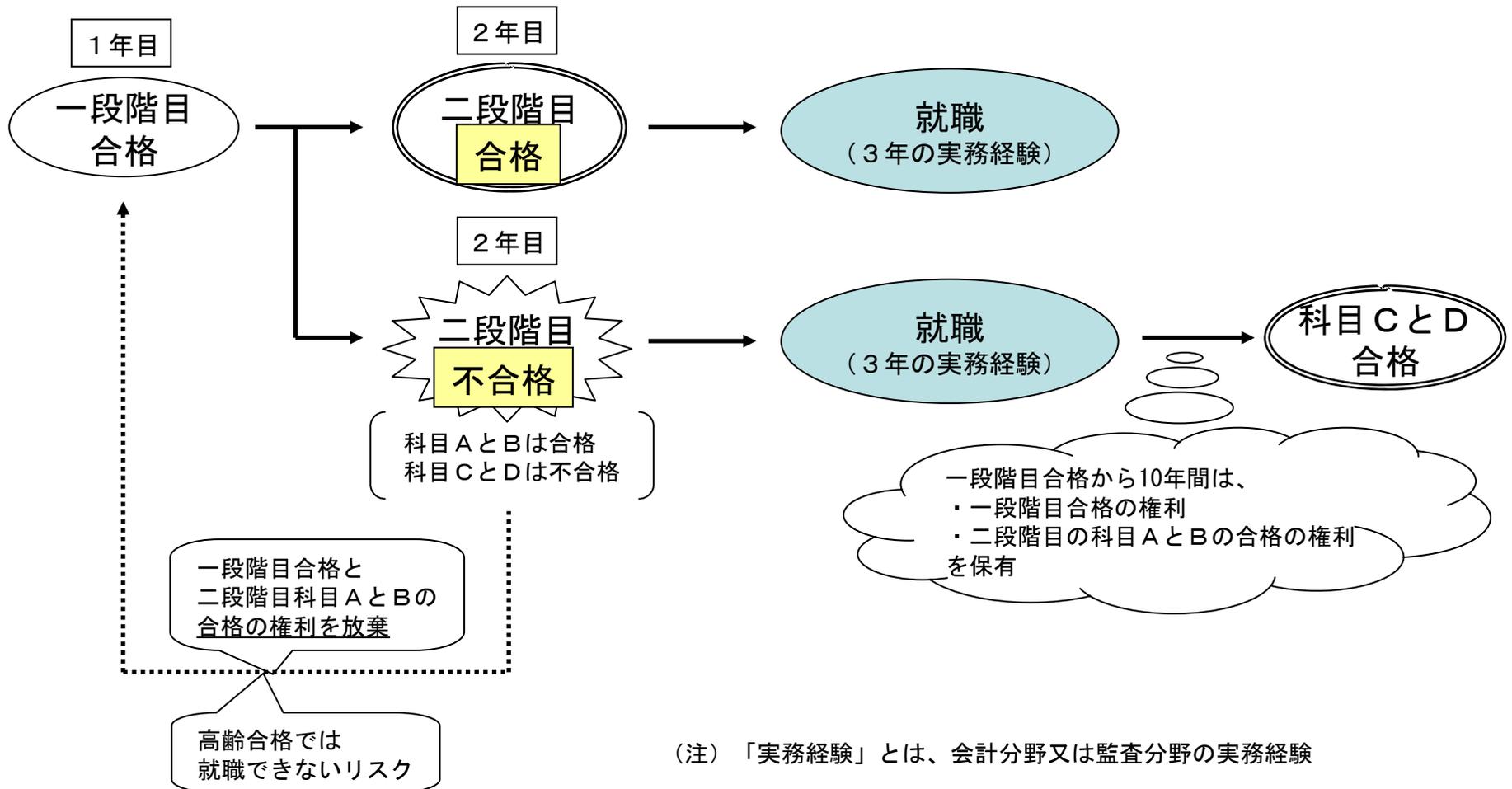
- 公認会計士となる要件の厳格化
 - ・ 修了考査（又は3段階目試験）の合格判定の厳格化（現状の合格率は約70%）。
 - ・ 会計の専門資格者に対して、公認会計士の資格取得の前に、監査・会計分野の追加の実務経験を求める。
- 資格取得段階で、大学等での一般教養科目の履修を求める。

対策③：資格取得後の質の確保

- 継続的専門研修（CPE）を公認会計士に加え、会計の専門資格者にも義務化。
- CPE義務を履行しない者については、義務を履行するまでの間、協会が資格を自動停止する制度の導入を検討。
- 協会会費の未納者、住所等の変更登録を行わない者についても、協会による資格の停止措置を検討。

待機合格者ができるだけ出ないようにするための方策

- ◎ 一段階目の合格から2年以内に二段階目に合格できなかった者は、原則として、先に就職（実務経験）を求める。



(注) 「実務経験」とは、会計分野又は監査分野の実務経験

資格の取得・維持の要件について（たたき台）

